

第3回おいらせ町総合計画審議会

日時：令和5年5月19日（金）14時～
場所：おいらせ町役場本庁舎 庁議室

次 第

1. 開 会
2. 会長あいさつ
3. 第2次おいらせ町総合計画 後期基本計画（案）の諮問
4. 町長あいさつ
5. 案 件
 - (1) 後期基本計画（案）の審議
資料 第2次おいらせ町総合計画 後期基本計画 素案シート
 - (2) 次回審議会の日程
6. その他
7. 閉 会

おいらせ町総合計画審議会委員名簿

任期：令和4年8月4日～令和6年8月3日（2年間）

No	条例該当区分	所属等	職名等	氏名	役職等
1	町教育委員会の委員	おいらせ町教育委員会	教育委員	加賀 真美子	
2	町農業委員会の委員	おいらせ町農業委員会	職務代理者	名古屋 誠一	会長 職務代理者
3	国又は県の地方行政機関の職員	上北地域県民局地域連携部 地域支援チーム	チームリーダー	杉山 智明	
4	町内の公共的団体の役員及び職員	おいらせ町商工会	副会長	柏崎 尚久	
5	〃	おいらせ町社会福祉協議会	事務局長	下田 和樹	
6	〃	おいらせ町連合PTA	母親代表	佐々木 由香子	新任
7	〃	おいらせ町民生委員・児童委員協議会	委員	田中 真弓	
8	〃	おいらせ町連合町内会	事務局次長	近藤 隆衛	
9	〃	おいらせ町観光物産協会	副会長	苫米地 義之	
10	〃	おいらせ町消防団	団長	中村 清一	
11	学識経験を有する者	八戸学院大学	地域経営学部 地域経営学科長	高須 則行	会長
12	〃	青い森信用金庫 おいらせ支店	支店長	下佐 昭彦	
13	〃	イオンモール株式会社 イオンモール下田	ゼネラル マネージャー	宮崎 健治	
14	その他町長が必要と認める者 (公募などによる町民代表)	町民代表		松橋 結奈	
15	〃	町民代表		渡辺 愛子	
16	〃	町民代表		高山 慎一	

【事務局】（政策推進課）

課長 柏崎 勝徳

課長補佐 川原 真栄子

主任主査 馬場 祐二（担当）

参 考

おいらせ町執行機関の附属機関の設置等に関する条例（総合計画審議会関係部分抜粋）

（附属機関の設置）

別表第1（第3条関係） 町長の附属機関

附属機関	所掌事項	委員定数	委員の構成	任期	選任方法	担当
おいらせ町 総合計画審 議会	町の総合計画 に関し必要な 調査及び審議 をすること。	20人以内 （公募に よる者を 含む）	(1)町教育委員会の委員 (2)町農業委員会の委員 (3)国又は県の地方行政機関の職 員 (4)町内の公共的団体の役員及び 職員 (5)学識経験を有する者 (6)その他町長が必要と認める者	2年	(1)会長 委員の互 選 (2)会長職 務代理者 会長の指 名	政策推進課

（会長等）

第5条 附属機関に、会長等を置く。

2 会長等は、会務を総括し、附属機関を代表する。

3 附属機関に、会長職務代理者、副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）を置くことができる。

（会議）

第7条 附属機関の会議は、会長等が招集し、会長等がその会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、執行機関が附属機関の委員に対し委嘱を行うときの附属機関の会議は、執行機関が招集する。

3 附属機関の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員（以下単に「委員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 附属機関の会議の議事は、出席した委員の過半数で決定し、可否同数の場合は、議長の決定するところによる。

【案 件】

(1) 後期基本計画（案）の審議…資料 第2次おいらせ町総合計画 後期基本計画 素案シート

1). 総合計画（後期基本計画）策定の留意点

以下の点を考慮し、後期基本計画の素案を策定しました。

- ・前期基本計画の検証を踏まえた見直し
- ・各課の個別計画等との整合性
- ・新型コロナウイルス感染症の影響と対応
- ・国や県の動向（デジタル化、自治体DX等）の反映
- ・SDGs のゴールの反映

2). 審議のポイント

審議の際は、特に次の点の確認をお願いします。

①基本構想・前期基本計画との整合性

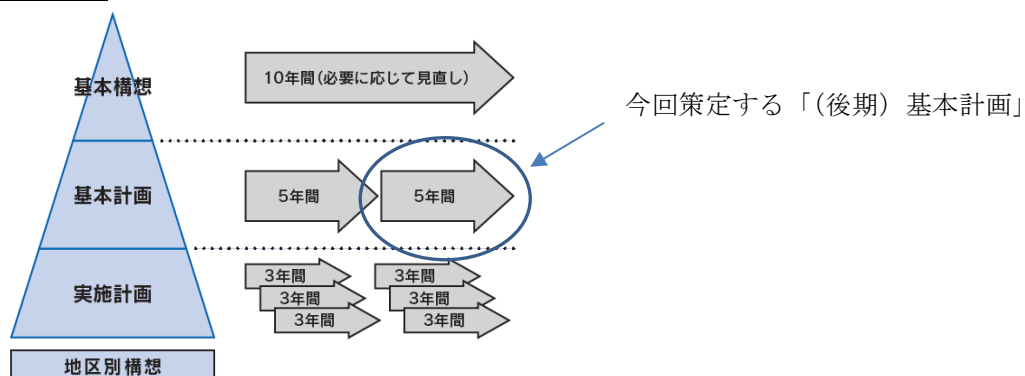
後期基本計画は、基本構想や前期基本計画の進捗状況を踏まえて策定しているため、情勢の変化や施策の課題等に対応した素案となっているかを確認します。また総合計画は、各施策のおおよその方向性を示すものであるため、具体的な取り組み事業については、実施計画や個別計画で対応することとしています。

基本構想

町が目指す将来像やその実現のための基本方針などを示したもので、構想期間は平成31年度（令和元年度）から令和10年度までの10年間です。

- ・町の将来像「子どものびのび 大人いきいき ともにつくる おいらせ町」
- ・基本方針 1「町民と議会・行政がともに考え、行動するまち」
2「みんなが互いに助け合うまち」
3「豊かな心と伝統・文化が薫るまち」
4「快適で安心して暮らすことができるまち」
5「魅力ある産業を創出するまち」
6「自然環境と都市機能が調和するまち」
7「健全な行財政運営による持続可能なまち」

総合計画の体系図



②表現等の確認

素案の内容について、表現が適切か、内容が分かりやすいか等を確認します。

(2) 次回審議会の日程 (予定)

日 時：令和5年6月13日(火) 15時～

場 所：おいらせ町役場本庁舎2階 庁議室

案 件：後期基本計画(案)の審議

※後日、案内を送付します。